

お知らせ

H28.7.29
子育て支援課
(内線2414)

平成27年度の県内の児童虐待相談対応及び
被措置児童等虐待の状況等について

平成27年度の

- ① 県児童相談所及び市町で対応した児童虐待の対応件数《別紙1》
- ② 県における被措置児童等虐待の状況等《別紙2》

について取りまとめたので、お知らせします。

《別紙 1》

平成27年度の県福祉総合支援センター等及び市町における児童虐待対応件数について

平成27年度において、県福祉総合支援センター、県東予・南予子ども・女性支援センター及び市町が対応した児童虐待件数を別紙のとおり取りまとめたのでお知らせします。

1 県福祉総合支援センター、県東予・南予子ども女性支援センターにおける対応件数

県内3か所の各支援センターが対応した件数は、718件で、前年度の597件から121件増加（20.3%増）しました。

この主な要因は、警察から各支援センターへの通告件数が前年度から86件増加したほか、平成27年7月から運用が開始された「児童相談所全国共通ダイヤル」の3桁番号化（189）により、一般からの電話相談が増加したことなどと考えております。

○虐待の内容別では、

心理的虐待が358件（49.9%）で最も多く、次いで、身体的虐待が188件（26.2%）、ネグレクトが158件（22.0%）、性的虐待が14件（1.9%）となっています。

○主たる虐待者別では、

実母が369件（51.4%）、実父が289件（40.3%）となっています。

○被虐待児の年齢別では、

小学生が258件（35.9%）、3歳から学齢前が162件（22.6%）、0歳から2歳が149件（20.8%）、となっています。

○一時保護を行った件数は、84件となっています。

2 市町における対応件数

県内20市町に相談のあった件数は581件で、そのうち児童相談所へ送致等せず市町が単独で対応した件数は347件で、前年度の299件から48件増加（16.1%増）しました。

（市町が単独で対応した347件の内訳）

○虐待の内容別では、

ネグレクトが112件（32.3%）次いで心理的虐待が146件（42.1%）、身体的虐待が88件（25.4%）、性的虐待が1件（0.2%）となっています。

○主たる虐待者別では、

実母が235件（67.7%）、実父が64件（18.4%）となっています。

○被虐待児の年齢別では、

小学生が116件（33.4%）、3歳から学齢前が107件（30.8%）、0歳から2歳が86件（24.8%）、となっています。

3 県内における相談対応件数

県内の虐待対応件数は、県児童相談所が718件、市町が347件、合計1,065件で、過去最多となりました。（平成26年度の896件から169件増加（18.9%増））

県では、今後とも、児童の安全を確保するために、児童虐待防止対策の強化に取り組んでまいります。

《別紙2》

平成27年度の愛媛県における被措置児童等虐待（子育て支援課所管分）の状況等について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成27年度に本県で生じた被措置児童等虐待の状況等について、次のとおり公表します。

記

1 被措置児童等虐待の状況

なし

《参考》

児童福祉法

第三十三条の十六 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

児童福祉法施行規則

第三十六条の三十 法第三十三条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設又は法第三十三条第一項 若しくは第二項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

児童相談所における虐待相談対応状況(期間:27.4.1-28.3.31)

1 一時保護件数(委託含む)

22年度	61
23年度	41
24年度	100
25年度	84
26年度	115
27年度	84

2 対応状況

	施設等 入所措置	継続 指導	その他	合計
22年度	42	201	69	312
23年度	19	186	18	223
24年度	51	290	38	379
25年度	22	486	57	565
26年度	57	501	39	597
27年度	40	642	36	718

3 相談経路

	家族	親戚	近隣・ 知人	児童 本人	福祉 事務所	児童 委員	保健所	医療 機関	児童福祉 施設等	警察等	学校等	その他	計
22年度	31	24	66	2	25	3	2	17	4	83	24	31	312
23年度	25	2	94	2	13	0	0	8	2	49	13	15	223
24年度	38	9	109	5	30	2	0	18	4	91	25	48	379
25年度	46	10	86	2	21	3	0	13	7	294	43	40	565
26年度	40	37	133	4	27	0	0	15	1	250	41	49	597
27年度	49	15	136	5	46	2	0	31	2	336	41	55	718

4 主な虐待者

	実父	義父	実母	義母	その他	計
22年度	77	38	192	1	4	312
23年度	54	18	149	0	2	223
24年度	117	30	221	0	11	379
25年度	225	54	249	7	30	565
26年度	212	35	329	6	15	597
27年度	289	42	369	4	14	718

5 被虐待児の年齢・相談種別

		相談種別				合計
		身体的 虐待	ネグレク ト	性的 虐待	心理的 虐待	
0~2歳	22年度	22	18	1	7	48
	23年度	17	12	0	31	60
	24年度	36	19	1	34	90
	25年度	28	14	0	80	122
	26年度	34	39	0	72	145
	27年度	27	34	0	88	149
	3~5歳 (学齢前 児童)	22年度	35	15	3	16
23年度		10	13	0	23	46
24年度		25	22	0	41	88
25年度		43	26	0	80	149
26年度		52	39	1	83	175
27年度		43	37	0	82	162
6~12歳 (小学生)		22年度	58	35	1	27
	23年度	28	22	0	30	80
	24年度	49	35	1	40	125
	25年度	59	32	1	90	182
	26年度	70	41	5	80	196
	27年度	65	52	6	135	258
	13~15歳 (中学生)	22年度	32	7	4	17
23年度		5	4	1	13	23
24年度		24	14	7	13	58
25年度		30	12	4	40	86
26年度		21	5	2	21	49
27年度		34	28	6	34	102
16~18歳 (高校生 等)		22年度	7	4	0	3
	23年度	9	0	2	3	14
	24年度	9	2	2	5	18
	25年度	11	1	3	11	26
	26年度	13	4	1	14	32
	27年度	19	7	2	19	47
	合計	22年度	154	79	9	70
23年度		69	51	3	100	223
24年度		143	92	11	133	379
25年度		171	85	8	301	565
26年度		190	128	9	270	597
27年度		188	158	14	358	718

0~5歳
小計

311件
43.3%

6 児童相談所別対応件数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
援 福 セ 社 ン タ 合 一 支	178	125	241	414	471	522
女 東 性 予 セ 子 ン タ も 一 支	75	59	97	99	83	146
女 南 性 予 セ 子 ン タ も 一 支	59	39	41	52	43	50
合 計	312	223	379	565	597	718

※平成27年度から、中央児童相談所が福祉総合支援センターに、東予児童相談所が東予子ども・女性支援センターに、南予児童相談所が南予子ども・女性支援センターに名称変更。

7 養護相談のうち虐待に関する相談対応件数(福祉行政報告例)

年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
全国	2,722	4,102	5,352	6,932	11,631	17,725	23,274	23,738	26,569	33,408
県	7	7	7	16	93	98	112	124	180	317

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
全国	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	—
県	317	261	282	334	272	312	223	379	565	597	718
市町	127	124	102	180	152	258	251	254	267	299	347
県計	444	385	384	514	424	570	474	633	832	896	1,065

※児童福祉法改正により、平成17年度から、住民に身近な窓口として市町も児童家庭相談の対応窓口として位置付けられた。

※22年度の数値は、福島を除く。

※27年度の全国数値は、現在、国において集計作業中。

平成27年度分の市町児童虐待相談受付対応状況票

	※ 児童虐待相談 相談	左の相談経路		（等左記Cのうち児童相談所へ通報した件数） 市町単独で対応した件数	D欄の内訳 虐待の内容				D欄の内訳 主な虐待者					D欄の内訳 被虐待児の年齢別																						
		※ 児童相談所	※ 児童相談所以外		身 体 的 虐 待	ネ グ レ ク ト	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	実 父	義 父	実 母	義 母	そ の 他	0 歳	（3 学 齡 前 児 童 ） 上	（6 小 学 生 ） 歳	（1 中 学 生 ） 歳	（1 高 校 生 等 ） 歳																		
																			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
																			松山市	263	4	259	259	66	65	0	128	47	17	181	11	3	77	85	75	16
今治市	75	14	61	7	0	3	0	4	5	0	2	0	0	1	2	4	0	0																		
宇和島市	40	14	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
八幡浜市	45	3	42	21	2	19	0	0	1	3	14	0	3	0	1	12	5	3																		
新居浜市	50	0	50	22	5	10	0	7	4	4	14	0	0	4	8	9	0	1																		
西条市	27	8	19	6	3	1	0	2	3	0	2	0	1	0	2	1	2	1																		
大洲市	14	0	14	4	1	2	0	1	1	1	2	0	0	0	2	2	0	0																		
伊予市	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
四国中央市	13	0	13	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0																		
西予市	15	4	11	2	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0																		
東温市	12	1	11	12	5	7	0	0	0	0	11	0	1	0	4	7	1	0																		
上島町	3	0	3	3	3	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	2	0	0																		
久万高原町	2	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0																		
松前町	4	0	4	2	0	0	0	2	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0																		
砥部町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
内子町	5	0	5	2	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0																		
伊方町	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0																		
鬼北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
松野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																		
愛南町	3	0	3	3	0	3	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	1	0																		
合計	581	48	533	347	88	112	1	146	64	25	235	12	11	86	107	116	27	11																		
(参考)26年度合計	526	35	491	299	94	118	1	86	58	11	204	4	22	80	90	102	20	7																		